

令和5年度 進路のしおり

大阪府立八尾支援学校

この冊子は高等部フロンティアコース生が印刷・製本を担当しました。



目次

1	進路のしおりについて	1
2	高等部卒業生進路状況 過去3年間	2
3	令和5年度高等部進路指導行事予定	3～4
4	一般就労と福祉サービス利用	5
5	福祉サービス利用の手続き	6
6	福祉サービス利用について	7～8
7	一般就労の手続きについて	9
8	公共能力開発施設等（訓練校）について	10
9	就労継続支援B型の手続きについて	11
10	進路や日常の生活に関する相談機関	12
11	よくあるご質問	13

1 進路のしおりについて

1. 目的

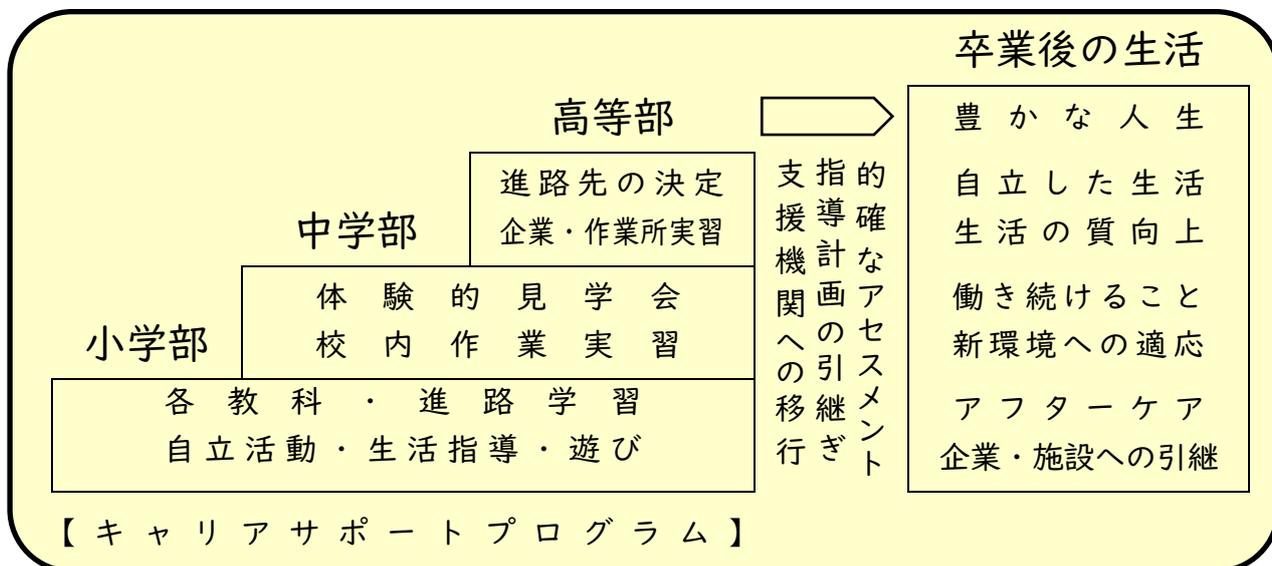
この「進路のしおり」では、本校の教育目標である、「子どもたち一人ひとりの自立と社会参加」に向けて、高等部卒業後の適切な進路を考えて歩いていけるように、本校キャリアサポート部が作成いたしました。これからも、保護者の皆さまの声を参考に、情報の充実を図って参ります。今後とも、必要な情報についての声をお寄せください。



2. キャリアサポート部の目ざすこと

令和元年度から本校進路部はキャリアサポート部と名称を変更しました。本校の児童生徒に、卒業後も「人生を豊かに生きてほしい」という思いです。高等部、中学部、小学部、地域との連携を強めていくことで、高等部卒業時の進路決定のみならず、卒業後の後の自立と社会参加に向けて、スムーズに移行できるようにしたいと考えております。

八尾支援学校におけるキャリアサポートのイメージ



2 高等部卒業生進路状況 過去3年間

	※R3年3月末現在		※R4年3月末現在		※R5年3月末現在	
年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
性別	男	女	男	女	男	女
計	30	15	20	17	16	13
	45		37		29	

就職	1	1	3	2	4	0
	2		5		4	

公共職業能力 開発施設等	1	0	0	1	0	0
	1		1		0	

障がい福祉サービス	就労継続A型	0	0	0	0	0	1
	就労移行支援	2	2	0	0	0	0
	自立訓練	2	1	0	0	1	3
	就労継続B型	15	5	11	6	4	5
	生活介護	8	4	6	8	5	4
		39		31		23	

その他	1	2	0	0	2	0
	3		0		2	

過去5年間の 就労企業内訳	日産大阪販売株式会社 (洗車)	山水エレクトロニクス (ライン作業)
	ナカタニ巧作所 (製造補助)	あしすと阪急阪神 (清掃)
	ライフ (バックヤード)	株式会社クレバー (ライン作業)
	万代 (バックヤード)	コノミヤ (バックヤード)
	ハ光殿 (倉庫でのピッキング)	株式会社 フジミ (清掃)
	東洋アルミニウム (製造補助)	株式会社カワサキマシンシステムズ(軽作業)
	日本介護医療センター (介護)	上新電気株式会社 (バックヤード)
	近大ウイズ (仕分け)	トヨタカローラ大阪株式会社 (洗車)
	ゴールド工業株式会社 (製造補助)	有限会社松岡製袋所 (製造補助)



3 令和5年度高等部進路指導行事予定

学期	対象学年	生徒
1 学期	3 年生企業就労希望者 1・2・3 年生	(6月) 前期企業実習 校内作業実習
	3 年生企業就労希望者	(7月) 職業相談@布施ハローワーク
夏季 休暇中	2 年フロンティアコース生 1・2・3 年生	庁内職場実習@大阪府庁 夏季施設・作業所実習 ※1・2 年生は1カ所、3 年生は2カ所での実習
2 学期	3 年生企業就労希望者 2 年生の希望者 1 年生の1 名対象	(10月) 後期企業実習 前期企業体験実習 知的障害者職場実習@大阪府庁
	3 年生訓練校希望者	(11~1月) 公共能力開発施設等施設 出願、入校検査 ※各自で布施ハローワークへお問い合わせ下さい。
3 学期	2 年生の希望者 1 年生フロンティアコース生	(2月) 後期企業体験実習 C-STEP 模擬職場体験実習
	1・2 年生	(随時) 施設・作業所見学 / 実習 ※ご家庭で気になる施設作業所へご連絡ください。 見学、実習などで学校を欠席される際は事前に担任へご相談ください。



※上記の行事は予定ですので、変更になる場合があります。

学期	対象学年	保護者
1 学期	1・2・3年生	(懇談期間) 家庭訪問・懇談にて進路希望調査
	3年生 3年生 1・2年生	(5月) 『個人情報の同意書』回収 福祉懇談会 進路説明会
夏季休業中	1・2・3年生	(夏季休業中) 夏季施設・作業所実習 ※実習後、交通費の調査などご協力ください
2 学期	1・2年生	(11月) 職業講話
	1・2・3年生	保護者対象施設・作業所見学会②
3 学期	3年生	(随時) 進路先決定に向けた実習 (作業所) 進路先が決まれば、保護者が直接作業所にその希望を伝え、施設側の了解を得ます。作業所の空き状況などにより、受け入れの可否が確定するのが遅くなる場合がございます。 卒業後の利用が確定すれば、市役所の福祉課に受給者証の申請を行い、作業所と利用契約を結びます。 (企業) 後期企業実習以降、随時実習を行い、内定が決まれば採用条件の相談や就労への手続きを行います。



※他にも全校進路通信や高等部進路だよりを発行し、進路に関する情報をお伝えしています。

※例年、PTA 進路部と連携して、PTA 施設・作業所合同説明会を開催しております。

4 一般就労と福祉サービス利用



企業就労

- ・一般的な就労形態。雇用主との契約。

障がい者雇用

- ・法定雇用率制度の対象
- ・援護制度の活用
- ・本校卒業生のほとんどは障がい者雇用です。

はじめは契約社員やパートタイム雇用がほとんどです。

一般雇用

- ・雇用率制度非対象
- ・一般の方と同じ条件で働く

福祉サービス

- ・福祉サービスの利用。「利用者」となります。
- ・サービスを利用する際、市の障がい福祉課に届け出て受給者証（支給決定）を受ける必要があります。

就労移行支援

- ・2年の期限（1年延長可能 / 間をあけて利用可能）
- ・就労に必要な訓練を受ける。
- ・雇用契約なし。工賃は事業所の判断（支払い義務なし）

自立訓練 （生活訓練）

- ・2年の期限（間をあけて利用可能）
- ・生活能力の向上に必要な訓練を受ける。
- ・雇用契約なし。工賃は事業所の判断（支払い義務なし）

就労継続支援 A 型

- ・就労に必要な知識や能力の向上。利用期限なし。
- ・雇用契約の締結による就労。
- ・賃金あり（最低賃金が保証されている）

就労継続支援 B 型

※アセスメント実習が必要

- ・就労に必要な知識や能力の向上。利用期限なし。
- ・雇用契約なし。
- ・工賃あり（平均月額2～3万円）

生活介護

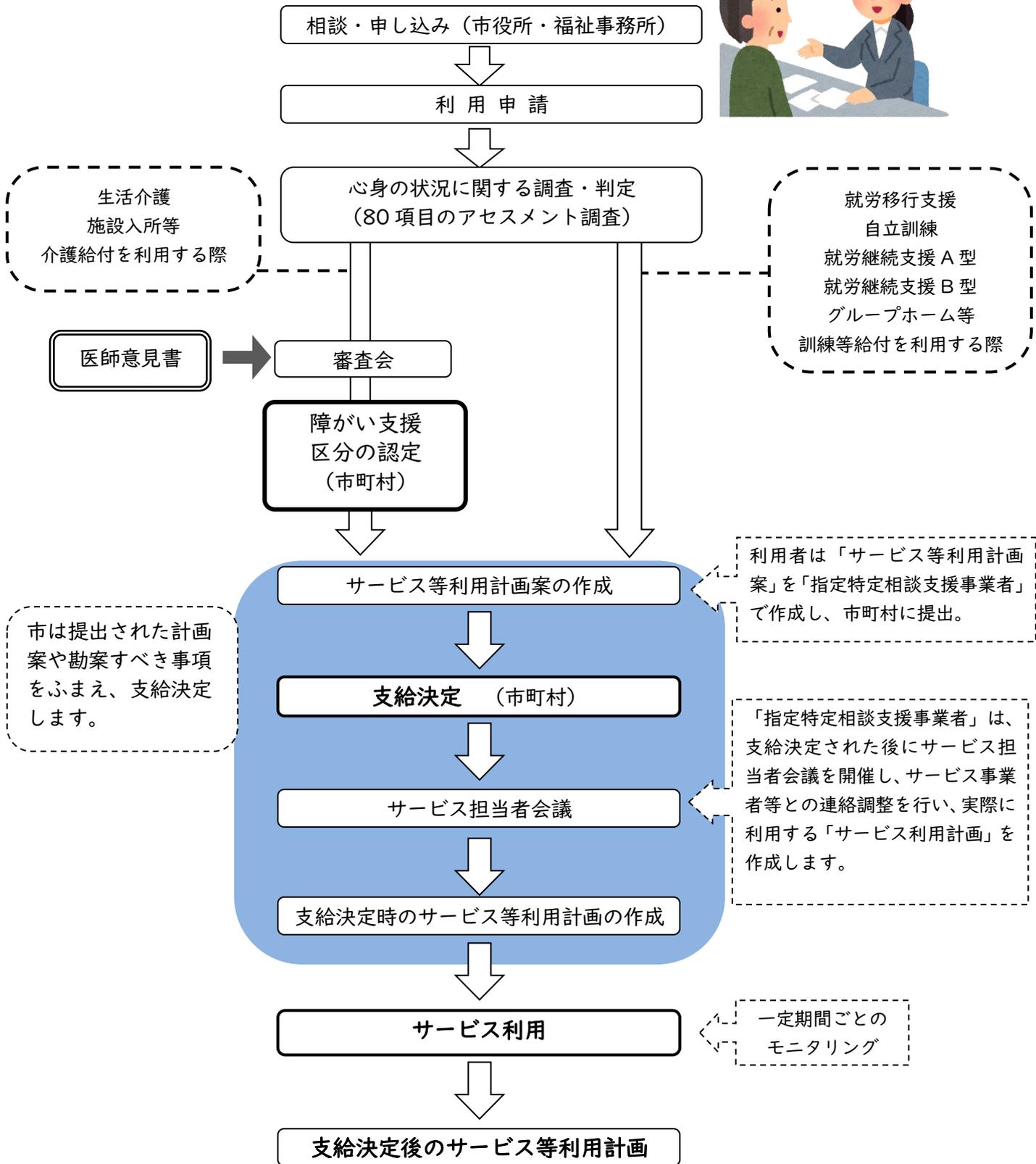
※区分3以上が必要

- ・日常生活の支援、生産活動の機会。利用期限なし。
- ・雇用契約なし。生産活動の機会。
- ・工賃は事業所の判断（支払いの義務なし）



※雇用契約とは、労働保険、社会保険の加入、有給休暇の取得、使用者からの一方的な解雇の禁止など、労働法上の保護を受けることです。最低賃金が保証されます。

5 福祉サービス利用の手続き

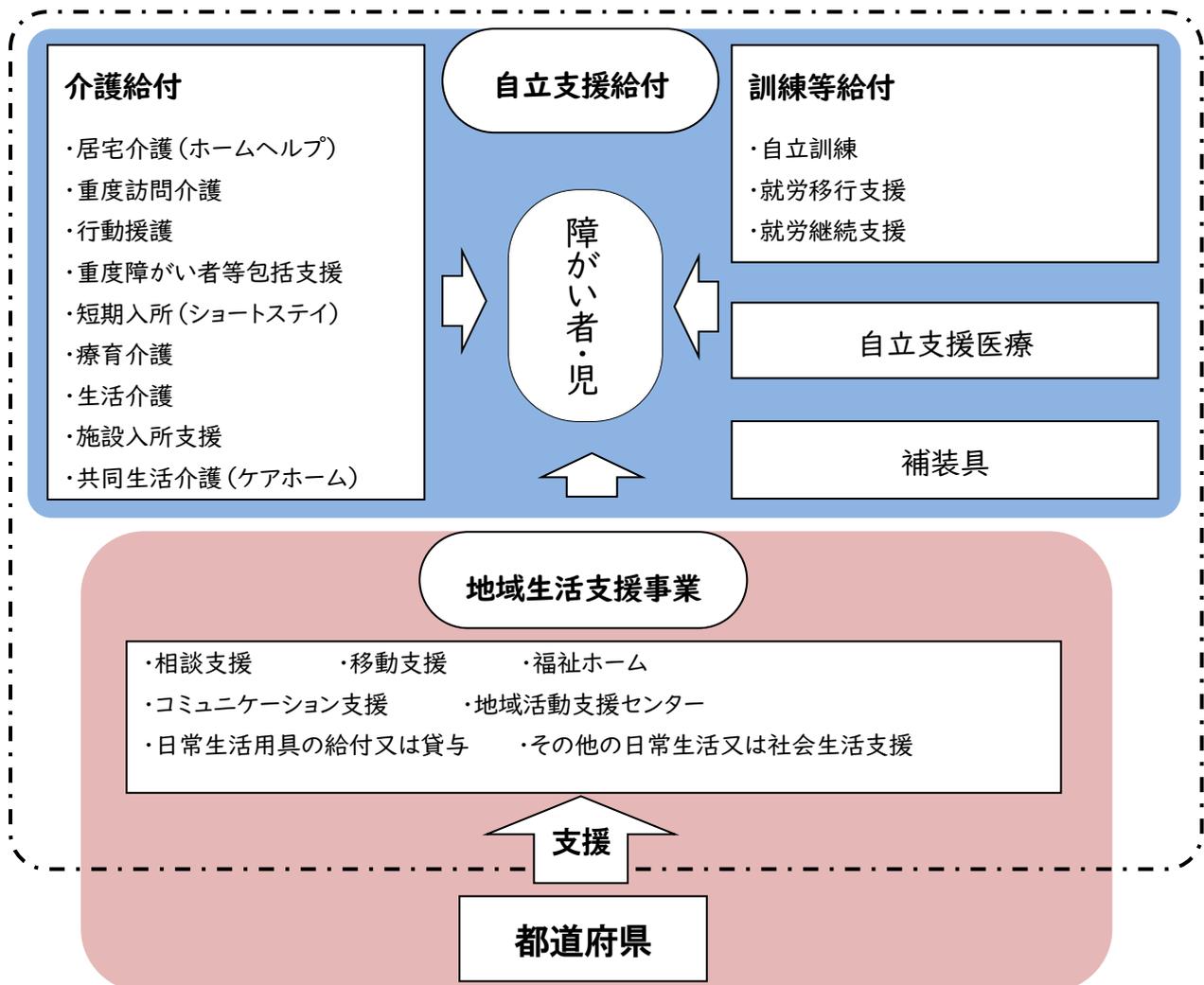


※サービス利用までの大まかな流れです。市によって若干異なる点もあると思います。詳しくはお住まいの市福祉事務所・障がい福祉課にお尋ねください。

6 福祉サービス利用について

福祉サービスの体系

- ・障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。
- ・「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。



施設・作業所が提供する「生活介護」・「自立訓練」・「就労継続支援」・「就労移行支援」、生活の場として提供される「グループホーム」や「ケアホーム」、「施設入所支援」など全ての福祉サービスはこれら自立支援給付に位置付けられています。特に、介護給付のサービス（例えば、生活介護の作業所）を利用する場合には「障がい支援区分」の認定が必要です。

障がい支援区分

- ・障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示し、7段階の区分（「非該当」及び「区分1～6」：区分6の方が必要度が高い）に分けられています。
- ・障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、歩行等移動の状況、立ち上がり等動作の状況、排尿・排泄等介護の状況、衣服の着脱・金銭の管理等周辺状況、視力・説明の理解等コミュニケーションの状況、昼夜逆転・異食等行動の状況、多動行動や停止等行動関連状況、反復的行動等精神関連状況、じゃくそうの処置等医療状況、調理・買い物等生活関連状況など80項目に渡り、できる・できない（3択から5択）の選択式調査を行う**基本調査**（この調査結果に基づき一次判定を行います）と、基本調査80項目に対応した記述式の調査票で、基本調査には表せない、障がい福祉サービスの必要性に影響を与える事項を記載した**特記事項に医師意見書を加えて**、市町村審査会で二次判定を行い認定します。
- ・なお、この区分は療育手帳の判定とは異なるものです。

障がい支援区分と介護給付の関係

介護給付	非 該 当	区 分 1	区 分 2	区 分 3	区 分 4	区 分 5	区 分 6
居宅介護（ホームヘルプ）		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
行動援護				○	○	○	○
重度障がい者等包括支援							○
短期入所（ショートステイ）		○	○	○	○	○	○
療育介護							○
生活介護				○	○	○	○
施設入所支援					○	○	○

介護給付の福祉サービスには、一定の障がい支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

訓練等給付（「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型・B型」）では区分認定の必要はありません。

7 一般就労の手続きについて

- ・就労を希望する生徒は高等部2年生で2回の企業体験実習、3年生で2回以上の企業実習を行います。本人の『働きたい!』という意欲が就労先決定に向けてのポイントになります。



懇談

- ・懇談期間に、企業就労希望の意思を担任に伝えてください。



企業実習 (2年生は10月2月、3年生は6月10月に実習)

- ・実習での自己評価、また、実習先からの評価を受けて、適性を判断します。
- ・就労の意思を確認し、進路担当教員が企業担当者へ雇用相談を行います。



職業相談 (求職登録) 高等部3年 1学期終業式以降

- ・本人、保護者、進路担当教員がハローワークで登録を行います。
 - ・重度判定依頼を行います。登録時に希望する職種などを聞かれます。
- ※求職登録申請書の記入、療育手帳のコピーなどが必要です。



企業実習(見極めの実習)

- ・実習での自己評価、また、実習先からの評価を受けて、適性を判断します。
- ・就労の意思を確認し、進路担当教員が企業担当者へ雇用相談を行います。



求人票の発行 (ハローワーク)

- ・企業が指定校求人票を発行。内容/条件などを本人・保護者が確認をします。
- ・その後、企業担当者と本人が面接を行います。



内定

- ・学校に内定通知が届きます。
- ・内定後、企業担当者と出勤日などについて調整を行い、就職が決まります。



就業・生活支援センターへの登録

- ・内定後、就業・生活支援センターへの登録が必要です。
- ・本人・保護者・担任で施設に赴き、登録を行います。
- ・日程などは学校からご相談させていただきます。



春から就労



8 公共能力開発施設等（訓練校）について

訓練校では、技術を身に付けることに合わせて、就職へ向けての意欲や、態度、体力などを身に付けることに重点を置かれています。事前に見学と面接を行い、申込みを行なって下さい。訓練期間は1～2年。費用はテキスト・作業服など実費のみで、学費は無料です。



受験の日程や内容に関しては11月頃に学校に案内が届きますので、受験希望者に配付いたします。願書提出の窓口は、本校の場合、ハローワーク布施（公共職業安定所）です。



試験には筆記試験と面接があります。出願者全員が合格するわけではありません。「大阪職業リハビリテーションセンター」や「大阪市職業指導センター」の場合、合格発表が3学期（2月中旬）になっていきますので、訓練校受験と並行して施設・作業所などとも相談や手続きを進めておいてください。

主な公共職業能力開発施設等

・大阪市職業リハビリテーションセンター

（〒大阪市平野区喜連西 6-2-55 ☎06-6704-7201）

情報処理科ビジネスパートナーコース

ワーキングスキル科



・大阪市職業指導センター

（〒大阪市住之江区泉 1-1-110 ☎06-6685-9075）

・職業基礎課程



9 就労継続支援 B 型の手続きについて（高等部 3 年次）

- ・高等部卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業所を利用する際は、就労移行支援事業所でアセスメント評価実習を実施し、アセスメント（適した事業種別の判定）を受ける必要があります。本校でもこの制度に則り、高等部 3 年次にアセスメント評価実習を実施しています。
- ・この実習は適した進路選択、就労の可能性の拡大を目的に制度として実施されているものです。



アセスメント評価実習の調整

- ・アセスメント実習の日程、実習場所は学校から調整・提案させていただきます。
- ・八尾市・東大阪市で実施方法が違いますので、個別に対応させていただきます。

八尾市

市役所の障害福祉課で申請

- ・実習に向けて事前面談があります。
- ・保護者から事業所に電話をして日程調整をしてください。



アセスメント評価実習の実施

- ・就労移行支援施設で 3～5 日間のアセスメント実習を行います。



評価の聞き取り

- ・アセスメント評価実習後、進路担当教員が評価の聞き取りを行います。
- ・懇談で担任からアセスメント評価実習の評価をお伝えいたします。
- ・評価が出ますと、市役所にて B 型事業所利用の受給者証の申請ができるようになります。

10 進路や日常生活に関する相談機関

大阪府障がい者自立相談支援センター

〒大阪府住吉区大領 3-2-36 ☎06-6692-5263

18歳以上の知的障害のある方やその家族の相談を受けています。また、18歳以上の療育手帳の更新はセンターの知的障がい者支援課で行います。「大阪府サポートセンター」の業務を引き継ぐとともに、新たに知的障がいと発達障がいとの重複障がいの支援に取り組みます。

東大阪市子ども家庭センター

〒東大阪市永和 1-7-4 ☎06-6721-1966

18歳未満の子どもに関するさまざまな相談を受け、それぞれのお子さんに適した支援（助言・指導・施設入所など）を行います。所轄区域は東大阪市、八尾市、柏原市です。

八尾市障がい福祉課

医療を受けたいとき、ショートステイを利用したいとき、施設に入りたいとき、また日常生活で困っていることなど、障がい者の様々な相談に応じています。

八尾市障がい福祉課	八尾市本町 1-1-1	072-924-3838
-----------	-------------	--------------

ハローワーク布施(公共職業安定所)

〒東大阪市長堂 1-8-37 イオン布施駅前店4F ☎06-6782-4221

就職希望の生徒に対しての求職登録や職業相談、就職が決まった企業の求人票を受理します。在学中は布施のハローワークが窓口となります。所轄は東大阪市、八尾市です。

※公共職業能力開発施設等への出願もハローワーク布施で行います。

八尾・柏原障害者就業・生活支援センター

〒八尾市楽音寺 1-84 ☎072-940-1215

在宅の方、施設・作業所に通っている方、仕事をやめたけどまた働きたいと考えている方などを対象に、求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談や求職活動を支援する為、公共職業安定所、事業主等との調整、職業準備訓練のあっせんや実習先との連絡調整、就職後の職場定着にかかる助言等を行いません。就職内定者には卒業までに所轄の就業・生活支援センターへの登録を行っています。

障害者委託相談支援事業(指定特定・一般相談支援事業)

障害のある方・保護者・介護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行います。以下の事業所は市町村より委託をうけて運営している事業所です。

障害者・児生活支援センター あっぷる	八尾市楽音寺1-85-1	072-940-1214
医真会しょうがい相談支援センター	八尾市沼1-68-65 2番館105号	072-948-8875

11 よくあるご質問（東大阪市福祉部 令和2年度福祉懇談会資料より引用）

Q1. 主治医意見書について、主治医がいない場合はどうしたらいいですか？

A1. 障害に関する情報を診断書に記載できる先生を探してもらわないといけません。

Q2. 主治医が内科だが、書いてもらえますか？

A2. 障害に関する情報を診断書に記載できるのであれば、内科医でも構いません。意見書は東大阪市のホームページからダウンロードできますので、見ていただいて書けるか確認ください。

Q3. 手続きについて覚えるタイミングはありますか？

A3. 一つは、18歳のタイミング、二つ目は卒業するタイミングで覚えてください。短期入所など、現状障害福祉サービスをご利用中の方は、18歳になる2～3か月前に市から更新の申請書が届きます。お早めにご提出ください。

次に、卒業後に障害福祉サービスを利用される場合は、遅くとも1月ぐらいに申請が必要となります。市からの案内は届きませんので、ご注意ください。

Q4. 支援区分認定が必要な障害福祉サービスの利用を希望されている場合、いつごろに申請すればいいですか？

A4. 支援学校進路指導担当の方と利用者との進路相談の中で必要があれば、18歳到達年度の4月から申請を受付いたします。支援区分認定後、障害福祉サービス利用開始は翌4月1日での決定となります。18歳到達年度の1月～2月ぐらいに、受け入れ先の障害福祉サービス事業所を決定の上、再度障害福祉サービスの支給決定の申請をお願いいたします。



